

市非常事態宣言を発出し、新型コロナウイルス感染防止対策を強化

これ以上の感染拡大を防止するため、市独自の「非常事態宣言」を発出し、岐阜県での「まん延防止等重点措置」の実施期間である1月21日から2月13日までの間、県と連携して強化対策を実施します。

■発出日 令和4年1月20日(木曜日)

■期間

令和4年1月21日から令和4年2月13日まで

■非常事態宣言による強化対策の内容

(別紙「新型コロナウイルス感染症「第6波」中津川市非常事態宣言」のとおり)

1 市民の危機意識の醸成と社会全体での対策徹底

- ・市民に対し、基本的な感染防止対策の徹底、不要不急の都道府県間の移動の極力回避、普段会わない人との会食、大人数・長時間の飲食を回避するよう、メールや市ホームページなどで呼びかけ
- ・事業所に対し、事業所内での基本的な感染防止対策の徹底、体調が悪いときに休みやすい環境づくり、飲食店等の時短営業、BCP(事業継続計画)の再確認を働きかけ

2 接触機会を減らし感染リスクを低減

- ・市主催・共催のイベント、講座等の原則中止または延期
民間団体等が主催するイベント等については可能な限り中止または延期を要請
(開催する場合はオンライン開催、規模縮小、人数制限、感染防止対策の徹底)
- ・学校での感染リスクの高い活動の回避。
学校の部活動の休止。学校外のクラブ活動の自粛を要請
- ・学校開放施設(各小中学校の体育館、グラウンドなど)の利用停止
- ・市有施設の利用制限
- ・飲食店等の時短営業の見回り現地調査

3 ワクチン追加(3回目)接種の推進

- ・一般高齢者(65歳以上)の接種を1月24日から開始し、早めの接種を呼びかけ

お問い合わせ先

市民福祉部 健康医療課 担当者：坪井

電話：0573-66-1111(内線620)

新型コロナウイルス感染症「第6波」中津川市非常事態宣言

令和4年1月20日

中津川市新型コロナウイルス感染症対策本部
実施期間 令和4年1月21日から2月13日まで

現在、オミクロン株による新規感染が爆発的に増加しており、県内各地で児童生徒を含む若い世代の感染が多く確認され、家庭内や学校で多くのクラスターが発生しています。市内の10万人あたりの新規陽性者数（7日間移動合計）は、1月中旬以降瞬く間にレベル4相当の水準に達しました。

これ以上の感染拡大を防止するため、市独自の「非常事態宣言」を発出し、岐阜県での「まん延防止等重点措置」の実施期間である1月21日から2月13日までの間、県と連携して以下の対策を実施します。

市非常事態宣言による強化対策

1 市民の危機意識の醸成と社会全体での対策徹底

- 市民への警戒呼びかけ
 - 基本的な感染防止対策の徹底をメール、市ホームページなどで呼びかけ
 - 感染拡大地域をはじめ、不要不急の都道府県間の移動は極力回避
 - 自宅含め、普段会わない人との会食、大人数・長時間の飲食を回避
 - 特に、ワクチン接種後も引き続き感染防止対策を徹底するよう、呼びかけ
- 事業所への働きかけ
 - 事業所内での基本的な感染防止対策の徹底
 - 特に、体調が悪いときに休みやすい環境づくり
 - 飲食店等の時短営業
 - あらゆる事業所においてBCP（事業継続計画）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）

2 接触機会を減らし感染リスクを低減

- 市主催・共催のイベント、講座等の原則中止または延期
民間団体等が主催するイベント等については可能な限り中止または延期を要請
（開催する場合はオンライン開催、規模縮小、人数制限、感染防止対策の徹底）
- 学校での感染リスクの高い活動の回避
学校の部活動の休止。学校外のクラブ活動の自粛を要請
- 学校開放施設（各小中学校の体育館、グラウンドなど）の利用停止
- 市有施設の利用制限
 - 入浴施設等の利用停止
（付知峡倉屋温泉おんぼいの湯は利用時間の短縮）
 - 文化会館、公民館などの貸会議室・ホール、スポーツ施設などの
利用時間を20時まで短縮
（期間中の新規予約は市民に限定）
- 飲食店等の時短営業の見回り現地調査

▶対象施設などは市ホームページをご覧ください。



3 ワクチン追加（3回目）接種の推進

- 一般高齢者（65歳以上）の接種を1月24日から開始し、早めの接種を呼びかけ